

## 「スポンサー付き道路照明灯事業」実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、安全で円滑な道路交通環境づくりを推進するとともに、防犯などあらたな道路利用者ニーズへの対応を目的に、交通安全上必要な道路照明灯の設置・更新を行う企業等を募集し、企業等と埼玉県が協働して道路照明灯の整備（以下「スポンサー付き道路照明灯事業」という。）を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象となる道路照明灯)

第2条 「スポンサー付き道路照明灯事業」の対象は、原則として、老朽化した道路照明灯の更新や今後交通安全上設置が必要な箇所における道路照明灯の新設で、県が必要と判断したものに限るものとする。

### (対象企業等)

第3条 「スポンサー付き道路照明灯事業」の趣旨に賛同する企業等を対象とする。ただし、次の業種又は業者については除外する。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定に該当する営業に関わるもの又はこれに類するもの
- (2) 消費者金融・高利貸しに関わるもの
- (3) 民事再生法又は会社更生法による再生又は県の指名停止措置要領に該当する行為を行ったもの又は不利益処分（違法又は不適当な行為によるものである場合に限る）を受けているもの
- (4) その他、県が適当でないと認める業種や業者

### (役割分担)

第4条 企業等は、道路法（昭和27年法律第180号）第24条の道路工事施行承認を受けて、道路照明灯の設置工事を行うものとする。

2 埼玉県は、引き渡された道路照明灯の支柱部分に企業等の協力を受けた旨のアダプトサインを設置するものとする。ただし、埼玉県がアダプトサイン設置後、企業等の名称変更等によりアダプトサインの変更が生じた場合は、企業等が設置するものとする。

3 埼玉県は、企業等が設置工事を行う際に必要な関係機関との協議等について協力するものとする。

(アダプトサイン)

第5条 アダプトサインは、企業等の協力により設置された道路照明灯の管理上支障がない位置に、協力いただいた企業名などを表示するものである。

2 アダプトサインの大きさ、色彩等は、景観に配慮し、周囲と調和させるとともに、周辺生活環境や道路交通に影響を及ぼさないものとする。

3 アダプトサインの設置期間は、10年間とする。ただし、天災、事故その他の事由により道路照明灯が倒壊し、もしくは損傷を受け、又は埼玉県が撤去する必要が生じた場合及び、アダプトサインの表示が困難となった場合はこの限りでない。

また、アダプトサイン設置後に企業等が第3条の(1)、(2)、(3)及び(4)に該当した場合は、アダプトサインを撤去するものとする。

(協定)

第6条 「スポンサー付き道路照明灯事業」の実施にあたっては、企業等と埼玉県が「スポンサー付き道路照明灯事業」について協定を締結するものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、「スポンサー付き道路照明灯事業」の募集に関し必要な事項を「スポンサー付き道路照明灯事業公募要項」に定める。

(附則)この要綱は、平成19年4月23日から施行する。